
中華人民共和国国務院令

第 730 号

ここに『「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」の改正に関する国務院の決定』を公布する。同決定は公布日から施行される。

総理 李克強
2020 年 8 月 7 日

「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」の改正 に関する国務院の決定

国務院は、「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」について次のように改正することを決定した。

一、 第三条に一項を追加し、第二項として次のような内容とした。

「知的財産権分野における違法事件について、行政法執行機関は、調査・収集した証拠および究明した事件の事実に基づき、犯罪に該当する合理的な疑いがあり、刑事事件の立件訴追基準に達したかどうかを判断するために公安機関によるさらなる証拠取得のための措置が必要であると考えられる場合、公安機関に移送しなければならない。」

二、 第十五条、第十六条、第十七条における「行政処分」を「処分」に改正した。

三、 第十八条として次の内容を追加した。

「関係機関が本規定の第十五条、第十六条または第十七条に掲げる違法行為を行い、違法した公務員が法律に基づき監察機関による政務処分を受ける必要がある場合、その機関およびその上位の主管機関または関係する人民政府は、関連規定に基づき、関連事件の手がかりを監察機関に移送して処理させるものとする。」

四、 第十八条を次のように改正して第十九条とした。

「行政法執行機関は法により違法行為を取り締まる過程において、公務員が汚職・賄賂、職務怠慢・流職または職権を利用して公民の人身権利と民主権利を侵害する等の違法行為を行い、職務犯罪を構成した疑いがあると発見した場合、刑法、刑事訴訟法、監察法などの法律規定に基づき、速やかに事件の手がかりを監察機関または人民検察院に移送して処理させなければならない。」

本決定は公布日から施行される。

「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」は、本決定に従って改正し、条項番号を調整したうえ、改めて公布する。

行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定

(2001年7月9日付けの中華人民共和国国務院令第310号にて公布。2020年8月7日付けの『「行政法執行機関による犯罪被疑事件の移送に関する規定」の改正に関する国務院の決定』に従って改正)

第一条 行政法執行機関がタイムリーに公安機関に犯罪被疑事件を移送することを確保し、法により社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪およびその他罪を懲戒処罰し、社会主義建設事業の円滑な進行を保障するために、本規定を制定する。

第二条 本規定にいう行政法執行機関とは、法律、法規または規則の規定に従い、社会主義市場経済秩序を破壊し、社会管理秩序を妨害する行為およびその他違法行為について、行政処罰権を有する行政機関、および、法律法規の授権により公共事務を管理する職能を有し、法定の授権範囲内において行政処罰を実施する組織をいう。

第三条 行政法執行機関は、法により違法行為を取り締まる過程において、違法事実に係る金額、違法事実の情状、違法事実から生じた結果等に関して、刑法における社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪等の規定、最高人民法院、最高人民検察院による社会主義市場経済秩序破壊罪、社会管理秩序妨害罪等に対する司法解釈、ならびに最高人民検察院、公安部による経済犯罪事件の追訴基準等の規定により、犯罪を構成する疑いがあり、法により刑事責任を追及する必要がある場合、本規定に基づいて公安機関に移送しなければならない。

知的財産権分野における違法事件について、行政法執行機関は、調査・収集した証拠および究明した事件の事実に基づき、犯罪に該当する合理的な疑いがあり、刑事事件の立件訴追基準に達したかどうかを判断するために公安機関によるさらなる証拠取得のための措置が必要であると考えられる場合、公安機関に移送しなければならない。

第四条 行政法執行機関は、違法行為を取り締まる過程において、収集した違法行為に関連する証拠を適切に保管しなければならない。

行政法執行機関は、差し押さえた事件関連物品について、如実に事件関連物品リストを記入し、かつ、国家関連規定に基づいて処理しなければならない。腐りやすい、変質しやすい等保管に不適切または困難な事件関連物品に対しては、必要な措置を取り、証拠を保存しなければならない。検査、鑑定が必要な事件関連物品に対しては、法定の検査、鑑定機構により検査、鑑定を行い、かつ、検査報告または鑑定結論を提出しなければならない。

第五条 行政法執行機関は、公安機関に移送すべき犯罪被疑事件については、直ちに2名または2名以上の行政法執行人員を指定し、事件特別チームを結成して事件を担当させ、状況を確認してから犯罪被疑事件の移送に係る書面報告を提出し、本機関の正職

責任者または業務を取り仕切る責任者に報告し、承認を得なければならない。

行政法執行機関の正職責任者または業務を取り仕切る責任者は報告を受けてから 3 日以内に、移送を承認または不承認する決定を下さなければならない。承認決定を下す場合、24 時間以内に同級の公安機関に移送しなければならない。不承認決定を下す場合、不承認の理由を記録しなければならない。

第六条 行政法執行機関は公安機関に犯罪被疑事件を移送する場合、次の資料を添付しなければならない。

- (一) 犯罪被疑事件の移送書
- (二) 犯罪被疑事件状況の調査報告
- (三) 事件関連物品リスト
- (四) 関連する検査報告または鑑定結論
- (五) その他犯罪の疑いに関する資料

第七条 公安機関は、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被疑事件に対して、犯罪被疑事件移送書の控えにサインするものとする。そのうち、本機関の管轄に属さない事件については、24 時間以内に管轄権のある機関に転送し、かつ、書面にて事件を移送してきた行政法執行機関に通知しなければならない。

第八条 公安機関は、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被疑事件を受領してから 3 日以内に、刑法、刑事訴訟法、ならびに立件基準に係る最高人民法院、最高人民検察院の規定、および公安機関による刑事事件処理の手續に係る公安部の規定に基づき、移送されてきた事件を審査しなければならない。犯罪事実があり、刑事責任を追及する必要があると判断し、法により立件を決定した場合は、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知しなければならない。犯罪事実がないまたは犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないと判断し、法により不立件を決定した場合は、理由を説明し、かつ、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知し、事件関連資料を返却しなければならない。

第九条 行政法執行機関は、公安機関による不立件通知書を受領した後、法により公安機関が立件を決定すべきと判断した場合、不立件通知書を受領してから 3 日以内に、不立件を決定した公安機関に再検討を要請することができ、または、人民検察院が法により立件監督を行うよう提案することができる。

不立件を決定した公安機関は、行政法執行機関による再検討要請の書類を受領してから 3 日以内に、立件または不立件を決定し、かつ、書面にて、事件を移送してきた行政法執行機関に通知するものとする。事件を移送した行政法執行機関は公安機関による不立件という再検討の結果にまだ異議がある場合、再検討結果通知書を受領してから 3 日以内に、人民検察院が法により立件監督を実施するよう提案しなければならない。

公安機関は、人民検察院が法により実施する立件監督を受けなければならない。

第十条 行政法執行機関は、公安機関が不立件を決定した事件について、法により処

理するものとする。そのうち、関連する法律法規または規則の規定により行政処罰を与えるべき場合、法により行政処罰を実施するものとする。

第十一条 行政法執行機関は、公安機関に移送すべき犯罪被疑事件について、移送の代わりに行政処罰を実施してはならない。

行政法執行機関は、犯罪被疑事件を公安機関に移送する前に、既に警告、生産・営業停止命令、許可証の一時差し押さえまたは取り消し、ライセンスの一時差し押さえまたは取り消しの行政処罰を決定した場合、その実施を停止しない。

行政処罰法の規定により、行政法執行機関は公安機関に犯罪被疑事件を移送する前に、既に法により当事者に対して過料に処した場合、人民法院は罰金に処するとき、法により相応する罰金を控除する。

第十二条 行政法執行機関は、公安機関が立件を決定した事件について、立件通知書を受領してから 3 日以内に事件関連物品および事件に関するその他資料を公安機関に移送し、かつ、引継ぎの手続きを完成しなければならない。法律、行政法規に別途規定がある場合、その規定に従う。

第十三条 公安機関は、発見した違法行為を審査した結果、犯罪事実がない、または立件して捜査した結果、犯罪事実が明らかに軽微であり、刑事責任を追及する必要がないが、法により行政責任を追及すべきと判断した場合、同事件を速やかに同級の行政法執行機関に移送しなければならない。関連行政法執行機関は法により処理しなければならない。

第十四条 行政法執行機関は、犯罪被疑事件を移送するに当たって、人民検察院と監察機関が法により実施する監督を受けなければならない。

いかなる単位と個人も、行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき犯罪被疑事件を移送しなかった行為について、人民検察院、監察機関または上級行政法執行機関に通報する権利がある。

第十五条 行政法執行機関が本規定に違反し、事件関連物品を隠匿し、密かに分け合い、廃棄した場合、同級または上級人民政府、または垂直管理を実施する上級行政法執行機関が、その正職責任者に対して、情状に応じて降格以上の処分に処する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

前項にいう行為に対して直接責任を負う主管者与其他直接責任者に対して、前項の規定を参照して処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十六条 行政法執行機関が本規定に違反し、期限を超過しても事件を公安機関に移送しなかった場合、同級または上級人民政府、または垂直管理を実施する上級行政法執行機関が、期限を定めて移送するよう命じ、かつ、その正職責任者または業務を取り仕切る責任者に対して、情状に応じて、過失として記録する以上の処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

行政法執行機関が本規定に違反し、公安機関に移送すべき事件を移送せず、または、

移送の代わりに行政処罰に処した場合、同級または上級人民政府、または垂直管理を実施する上級行政法執行機関が、是正を命じ、公表処分に処する。是正を拒否した場合、その正職責任者または業務を取り仕切る責任者に対して、過失として記録する以上の処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

本条第一項、第二項にいう行為の直接責任を負う主管者与其他直接責任者に対して、それぞれ前二項の規定を参照して処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十七条 公安機関が本規定に違反し、行政法執行機関から移送されてきた犯罪被疑事件を受理しなかった場合、または、期限を超過しても立件または不立件を決定しなかった場合、人民検察院が法により立件監督を実施すると同時に、同級または上級人民政府が、是正を命じ、その正職責任者に対して、情状に応じて、過失として記録する以上の処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

前項にいう行為の直接責任を負う主管者与其他直接責任者に対して、前項の規定を参照して処分を与える。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。

第十八条 関係機関が本規定の第十五条、第十六条または第十七条に掲げる違法行為を行い、違法した公務員が法律に基づき監察機関による政務処分を受ける必要がある場合、その機関およびその上位の主管機関または関係する人民政府は、関連規定に基づき、関連事件の手がかりを監察機関に移送して処理させなければならない。

第十九条 行政法執行機関は法により違法行為を取り締まる過程において、公務員が汚職・賄賂、職務怠慢・瀆職または職権を利用して公民の人身権利と民主権利を侵害する等の違法行為を行い、職務犯罪を構成した疑いがあると発見した場合、刑法、刑事訴訟法、監察法などの法律規定に基づき、速やかに事件の手がかりを監察機関または人民検察院に移送して処理させなければならない。

第二十条 本規定は公布の日から施行する。

出所：2020年8月7日付け中華人民共和国中央人民政府ウェブサイト

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-08/14/content_5534841.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承ください。